

# 冬場・出火危険・防火対策

近年における本県の出火概要を見ると、出火件数で僅かながら毎年増加の傾向を見せており、この増加は主に建物の火災であって、出火原因の経過から見ても火器取扱の不注意、可燃物との安全な保有距離が保たれていなかったなど特殊な場合を除き殆んど火気使用上の管理不徹底のために起る人為的な出火となっております。

また、焼死者を見ますと四十八年の大洋百貨店火災による百八名に次ぎ、本年

は九月末現在で二十四名の犠牲者があり、体の不自由な老人や子供の犠牲が多く、痛ましい事故が相次いでおります。このままではいけませんと、今年度の火災も憂慮すべき状態となるおそれがでてきました。

年間を通して、一、二月と火災の多発期を迎え、私達の身の回りで冬場極めて出火率の高い「たばこ」「暖房器具」をうして「危険物」の火災危険を取り上げましたので、この防火対策について遺憾

表1 昭和51年出火原因別火災件数 (11位まで)

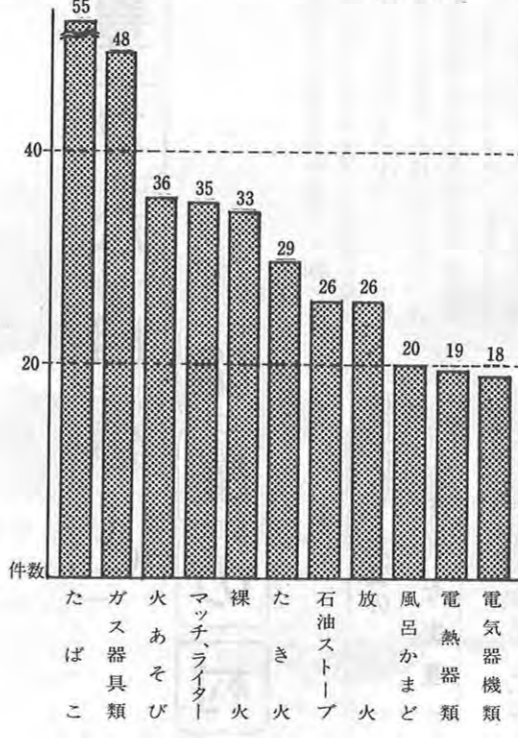


表2 昭和47年～昭和52年(9月現在)本県の出火概要

年度	出火件数	建物火災			損害額 千円	死者数	負傷者数
		出火件数	焼むね	災り世帯数			
47	416	337	484	405	647,720	20	93
48	573	403	580	415	2,389,232	108	208
49	754	455	653	462	883,423	18	99
50	594	404	541	388	1,230,153	13	70
51	599	451	627	459	1,365,455	13	99
52 (9月現在)	503	360	483	340	1,015,856	24	98

のないようお願いいたします。あわせて火災による焼死者(特に幼児、老人の)絶滅を期するようお願いいたします。

たばこによる火災をなくそう

たばこによる火災の危険性は、住宅、事務所、工場等の建物の中や、山林、自動車の中等いたるところにあり、しかも喫煙中のたばこの温度は約七百度にも達するため、喫煙者のちょっとした不注意から、多くの火災が発生しています。たばこによる出火件数を火災種別ごとにみますと、建物火災が最も多く、次いでその他火災(芝生、屋外のゴミ箱)林野火災と続いています。

- たばこによる火災は、投げ捨てによるものが最も多く、次いで床上への投げ捨て、列車、バス等の乗り物の窓からの投げ捨て、山林の中の枯草への投げ捨て、放置していたたばこが落下したもの、それに消し忘れによるものとなっております。しかし、たばこによる火災は、いずれも喫煙者の不注意、不始末によって生じていますので決して油断はできません。喫煙者は次のことを守るとともに、防火に対する再認識が強く望まれます。
- (1) たばこの投げ捨てはしない。
  - (2) くわえたばこをしながらいたり

- 仕事をしない。
- (3) 一寸の用事にも、その場を離れるときには火を消す。
  - (4) 灰皿には常に水を入れておく。
  - (5) 強風又は乾燥時には、屋外で喫煙しない。
  - (6) 禁煙場所や火気厳禁あるいは火気注意場所では喫煙しない。
  - (7) たばこに関するマッチの取扱いや燃えかすの処理にも十分注意する。
  - (8) 寝たばこは絶対にしない。

## 安全な取扱いについて

私たちのまわりには、種々の発火性または引火性を有する物質があり、これらのなかで危険性の高いものを消防法では「危険物」として指定し、それぞれの危険物もつ危険性に応じて六種類に分類しています。

そのなかでも、第四類に指定している可燃性液体の危険物は、私たちの身近な所で非常に多く使われています。暖房に使う灯油、自動車の燃料に使用するガソリン及び軽油、汚れとり用のベンジン、シンナー、開放された容器に入っている天ぷら油等はすべて第四類の危険物に該当します。

また、日常何気なく使用している殺虫剤、マニキュア、化粧品のスプレー等もその成分によっては引火性をもつ危険物として、第四類の危険物に該当します。ガソリン、ベンジン、シンナー等は揮発性が強く、引火点も低くさらに、その蒸気は空気より重いいため低い部分に滞留

し、マッチの火、コンセントの火花、静電気等によって引火すると、爆発的な燃焼を起こし、非常に危険であり、これらの危険物に起因する火災例も数多くあります。

天ぷら油は、普通、火はつきにくいのですが、料理中のように高温に熱せられている時には多量の可燃性蒸気が発生し、引火する危険性が高く、これに火がついた場合には油は空気がなければ燃えないので落ちて着いて鍋にふたをするか又は、野菜を油に入れて油の温度を下げるのが良い方法です。

第四類の危険物は、一般に、水より軽く水に溶けないので、火災の場合には水をかけても容易に消すことができないばかりでなく、かえって火災を大きくするおそれもあり、取扱う場所には油火災に適応する泡又は粉末等の消火器を備えておくことが大切です。

火災から生活を守るために次のことに注意しましょう。

- (1) 取扱う場合には、防火上安全な場所で行う。
- (2) 通風若しくは換気の良い場所で行う。
- (3) 使用後は容器のふたを完全に閉めておく。
- (4) 日なたなど温度の上がる場所には置かない。
- (5) 地震等によって転倒したり、落下したりするおそれのある所にはおかない。
- (6) 付近は常に整理及び清掃をしておく。

## 暖房器具の火災予防

暖房器具による火災をみると、例年ストーブによる火災が最も多く、次いでこたつの順となっている。

暖房器具	出火件数	
	件数	暖房器具
電気ストーブ	二	か
電気こたつ	三	こ
電気ふとん	一	い
石油ストーブ	二六	合
火ばち	一	計
	三	八

例年首位を占めているストーブによる火災の発生経過をみると、燃焼中のストーブのそばで灯油等引火性の強いものを取り扱ったため火災となったもの、ガスストーブのゴム管の差し込みのゆるみ、老朽化あるいはき裂等によってガスが漏れ、これに引火して火災になったもの、又は、ストーブをカーテンやふすま等の燃えやすい物の近くで使用したため、接触やふく射熱によって火災となったもの

の、ストーブを安易な気持で乾燥器がわりに使用したため洗たく物が落下して火災となったものなど、ストーブの使用上の慣れや取扱上の不注意等の要素に起因しているものが非常に目立っている。ストーブ等暖房器具は整備、点検を十分行うとともに、適切な場所、適正な方法で使用することはもちろん、取扱使用書や注意書をよく読んで慎重に取扱うことが必要である。

## 暖房器具の正しい使い方

- ① 出入口、通路、階段下等の避難の支障となる位置で使用しないこと。
- ② カーテン、障子、ふすま等燃えやすいものの近くで使用したり、可燃物が落下するおそれのある場所(棚の下等)では使用しないこと。
- ③ 幼児のいる家庭では、ストーブの周囲に囲いを設けるなど直接手が触れないようにすること。
- ④ 故障し、又は破損した暖房器具は修理してから使用すること。可燃性のガス又は蒸気が発生し、又は、滞留するような場所では使用しないこと。
- ⑤ 器具の周囲は、常に整理及び整頓に努め、燃えやすいものを置かないようにすること。
- ⑥ 器具の点検整備を怠らないこと。
- ⑦ 堀ごたつなどを使用している場合は、ふとん等の可燃物が落ちこまないように注意すること。

(防災消防課)